

公益財団法人 自動車情報利活用促進協会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

〔 自情協内規第13号 〕
〔 平成27年3月30日 〕

公益財団法人自動車情報利活用促進協会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自動車情報利活用促進協会（以下「本協会」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条の規定に基づき置かれる理事並びに監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、役員等の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、月額報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、別表に定める常勤役員特別手当支給基準により算定した特別手当を支給することができる。
- 4 常勤役員のうち使用人を兼務する者については、その兼務の状況に応じて報酬と職員給与に区分して支給することができる。ただし、区分の必要がないと認められる場合は報酬のみで支給することができる。
- 5 常勤役員は、月額報酬は、155万円の範囲内で理事会の決議により定める額を支給する。
- 6 非常勤役員は、その業務を実施した場合には、日額50,000円を支給する。また、当該会議に出席した場合には、日額20,000円を支給する。

(退職手当の支給)

【報酬等規程】

第4条 退職手当は、常勤役員が任期満了又は辞任し、解任されて退職したときはその者に、死亡したときは労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定に基づきその遺族に支給する。ただし、定款第28条第1号の規定により解任されたときは支給しない。

2 退職手当の額は、常勤役員として引き続いた在職期間1ヶ月（1ヶ月に満たない日数は1ヶ月に切り上げるものとする。）につき、退職の日におけるその者の月額報酬に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による退職手当の額は、評議員会の決議により、その者の在職中の職務実績、又は死亡するに至った事由等に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

（再任等の場合の取扱）

第5条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当に係る端数の処理）

第6条 退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

（報酬等の支払日及び支給方法）

第7条 常勤役員に対する月額報酬は、毎月25日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その直前の業務日）に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬は、その業務を実施した都度、又は当該会議に出席した都度、支給する。

3 退職手当は、任期満了、辞任、解任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。

4 報酬等は、原則として本人が指定する銀行の本人名義の口座へ振り込みの方法により支給する。

5 報酬等は、法令又は規定に基づき控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用の支給）

第8条 役員等がその職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。その計算

【報酬等規程】

方法については、別に定める。

- 3 役員等が職務のために出張したときは、旅費を支払うものとする。その計算方法については、別に定める。

(報酬の日割計算)

第9条 月の途中において常勤役員として就任し又は退任、辞任、解任された場合には、日割計算で報酬を支給するものとする。ただし、死亡したときは、その月までの報酬を支給することができる。

- 2 前項の日割計算は、月額報酬額を当該月の土曜日、日曜日及び国民の祝日以外の日数で除して得た額とする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、第4回評議員会の日（平成29年6月22日）から施行する。

附 則

この規程は、第6回評議員会の日（令和元年6月20日）から施行する。

【報酬等規程】

附 則

この規程は、第13回評議員会の日（令和7年6月11日）から施行する。

（別表）常勤役員特別手当支給基準

支給時期	月額報酬に対する支給率
6月	100分の100
12月	100分の100